

国民健康保険税賦課限度額の改正

地方税法施行令の一部改正により、令和元年度からの賦課限度額を、次のとおり改正します。
医療分 58万円(現行)→61万円(改正後) 3万円の引き上げ(国の基準と同額)

国民健康保険税軽減判定所得の改正

国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が改正され、軽減措置の対象が拡大されます。

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
《平成30年度まで》	
5割	33万円+27.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
2割	33万円+50万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
↓	
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
《令和元年度から》	
5割	33万円+28万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
2割	33万円+51万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

【問い合わせ先】 住民生活課国民健康保険係 ☎0137-62-2112

『医療費の適正化』についてのご協力を
お願ひします

八雲町は、他の市町村に比べて入院にかかる医療費が高いということがわかっています。これにはいろいろな要因がありますが、例えば、気になる症状があっても病院に行かず、重症化してしまうということも医療費が高い要因の一つとなっています。

重症化してからの受診は、多額の医療費がかかってしまいますので、そうならないよう、日頃から自分や家族の健康を気にかけて、年に一度は特定健診等の健診を受けて、病気の早期発見、予防等、健康管理にお役立てください。国保の医療費を下げることでできれば、国保税を引き下げることができまますので、ぜひ、皆さま方のご理解とご協力を願ひします。

【問い合わせ先】
住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112

障がい者レクリエーション活動等
支援事業について

障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するためおよび運動に触れる機会を提供するため、スポーツ教室や大会などを開催し、社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行うものです。

【事業の実施方法】

障がい者を対象とするスポーツ教室・大会、レクリエーション活動を開催する団体に対し、対象経費を補助します。

【補助の要件】

以下の全ての要件を満たすこと。

- (1) 参加する障がい者手帳所持者が10人以上、かつ、参加者に占める障がい者手帳所持者の割合が2分の1以上であること。
- (2) 八雲町内の法人または任意団体であること。
- (3) 国、都道府県または市町村から他の補助金、助成金または給付金の交付を受けていないこと。

【補助額】

次の(1)と(2)のうちいずれか少ない方の金額を補助額とし

ます。

- (1) 補助対象経費（参加者負担金+補助対象外経費）

※補助対象外経費より参加者負担金が少ない場合は、全額補助対象経費のみとなります。

- (2) 参加した障がい者手帳所持者数×1,000円

※障がい者手帳所持者は町が管理する手帳台帳に載っていることが必要です。

【事業の想定】

- (1) 想定される種目
パークゴルフ、ゲートボール、ハイキングなど
- (2) 想定される事業者
障がい者団体、競技者団体、ボランティア団体など

【問い合わせ】

保健福祉課障がい者福祉係
(シルバープラザ)
☎0137-64-2111
・熊石総合支所住民サービス課
☎01398-2-3111